



令和4年度分 の市民税 の申告

(令和3年1月～12月の
所得にかかるとるもの)

申告期間
2月16日(水)～3月15日(火)

申告の対象となるかた

令和4年1月1日現在、秋田市にお住まいで、次の①～④のいずれかに該当するかた。なお、税務署へ確定申告をされるかたは、市・県民税の申告は不要です。

①令和3年中に次の所得があったかた
自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃など

②公的年金を受給しているかたで、確定申告はしないが、市・県民税の所得控除を受けようとするかた

③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに該当するかた
・令和3年中に退職した後、再就職していない
・年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける
・給与以外に20万円以下の所得があった



新型コロナウイルスの感染予防と市役所1階市民ホールの会場スペースを縮小したため、できる限り郵送での申告をお願いします

市政運営の原動力!

期間内の申告にご協力を

昨年の受付期間中に申告したかたで、今年も申告が必要と思われるかたへ、1月末に「令和4年度分市民税・県民税申告書」を送りしています。同封の「申告の手引き」をよくご覧の上、正しく記入して申告してください。

市民税・県民税の申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定基礎にもなりますので、申告は忘れずに期間内をお願いします。

問い合わせ

市民税課個人市民税担当 ☎(088)5476
市民ホームページもご覧ください

▶広報ID番号 1003649

申告日程

地域	雄和	河辺	北部	南部	西部	東部	中央
地域	雄和	河辺	北部	南部	西部	東部	中央
日程	3月4日(金)～7日(月)、午前9時30分～午後1時 【会場】雄和市民サービスセンター	①2月21日(月)～22日(火)、午前9時30分～午後1時 【会場】河辺市民サービスセンター ②2月24日(木)午前9時30分～正午 【会場】河辺岩見三内地区コミュニティセンター	①2月16日(水)～17日(木)～18日(金)、午前9時30分～午後1時 【会場】北部市民サービスセンター ②2月25日(金)午前9時30分～正午 【会場】下新城交流センター	3月8日(火)～9日(水)～10日(木)、午前9時30分～午後1時 【会場】南部市民サービスセンター	2月28日(月)～3月1日(火)、午前9時30分～午後1時 【会場】西部市民サービスセンター	3月2日(水)～3日(木)、午前9時30分～午後1時 【会場】東部市民サービスセンター	2月16日(水)から3月15日(火)までの平日、午前9時～正午と午後1時～2時30分 【会場】市役所1階市民ホール



*駐車台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用などに協力ください。また、会場では必ずマスクの着用をお願いします。

申告にご用意いただくもの

- ① 申告書(押印不要)
- ② 給与・年金の源泉徴収票または支払者の証明書
- ③ 本人確認できるもの(次の1〜3のいずれか)
 - ① 個人番号カード(マイナンバーカード)
 - ② 個人番号通知カード(記載事項に変更があった場合などは、個人番号を確認する書類にはなりません)と身元確認書類
 - ③ 住民票の写し(マイナンバー記載あり)と身元確認書類(身元確認書類⇨運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、年金手帳など)
- ④ 扶養親族がいるかたそのかたのマイナンバーがわかるものの控え
 - *配偶者控除または配偶者特別控除を受けようとするかたは、配偶者の収入がわかる源泉徴収票などをご用意ください。
- ⑤ 事業者(農業を含む)や不動産所得者など帳簿類、領収書、収支内訳書(事前に完成してお持ちください)
- ⑥ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額がわかるもの(支払証明書、領収書など)
- ⑦ 生命保険料・地震保険料の控除を受けるかた生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書
- ⑧ 医療費控除を受けるかた医療費明細書と保険金などで補填された金額のわかるもの(医療費通知などで、明細書の記載を省略することとは可能です)
 - *セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けるかたは、同税制の明細書が必要です。なお、医療費などの合計は事前に計算してください。
- ⑨ 障害者控除を受けるかた障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ⑩ 寄附金税額控除を受けるかた寄附先が発行する領収書や受領証明書など

令和3年分 確定申告

申告期間

- 所得税および復興特別所得税…2月16日(水)▶3月15日(火)
- 贈与税…3月15日(火)まで
- 消費税および地方消費税(個人事業者)…3月31日(木)まで

国税庁ホームページが便利です!
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご覧ください。

なお、スマートフォンでの申告がさらに便利になりましたので、右のコードを読み込んでご利用ください。



確定申告

確定申告書作成会場を 秋田県労働会館「フォーラムアキタ」 (中通六丁目・市民市場近く) に開設します

開設期間

2月16日(水)から
3月15日(火)までの平日と
2月20日(日)・27日(日)
時間▶午前9時〜午後4時

*会場に専用駐車場はありませんのでご了承ください。なお、税務署に申告書作成会場は設置しません。

◆混雑緩和のため

入場には整理券が必要です



国税庁LINE

整理券は、当日会場でも配布しますが、国税庁のLINEからも事前発行ができます。登録は上のコードを読み取るか、LINEの画面で「国税庁」と検索してください。

◆電話相談センター

- 秋田南税務署 ☎(832)4121
- 秋田北税務署 ☎(845)1161

最寄りの税務署に電話し、音声案内に従って、番号「0」または「1」をお選びください。

「0」は確定申告に関するご相談(確定申告時期のみ)、「1」は税金に関する一般的なご相談に対応します。

確定申告書の 記入漏れにご注意を



◆市・県民税の 控除を受けるかた

確定申告書の所定の欄(寄附金税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除)への記入をお忘れなく。

◆給与所得のあるかた

給与以外の所得にかかる市・県民税の納付方法を選択できます。確定申告書の所定の欄で、「特別徴収(給与からの差引き)」か「自分で納付」を選んで記入してください。記入がない場合は、原則「特別徴収」です。

◆上場株式などの配当所得や譲渡所得などがあるかた

所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択できます。その場合、令和4年度の納税通知書が届くまでに、確定申告書とは別に市・県民税申告書と付表を提出してください。付表が必要なかたは、市民税課へご連絡ください。

◆ふるさと納税をされたかた

ふるさと納税をされたかたで、市・県民税の申告や確定申告をするかた、6以上の自治体へ寄附をされたかたは、ふるさと納税のワンストップ特例は適用されませんので、寄附金(税額)控除も忘れずに申告してください。